

## 申込資格

市営住宅に応募される方は、次の①～⑥のすべての条件を満たしている必要があります。申込資格に関する基準はすべて申込受付最終日とします。

① 同居又は同居しようとする親族がある方（2DK住戸への申込の場合は、別紙「2DK住戸申込資格」に記載の単身者の場合を除く。）

- 内縁関係にある方や婚約者のある方も申し込めます。ただし、その関係が住民票で確認できる場合に限ります。
- 同性パートナーシップ関係にある方も申し込めます。ただし、その関係が大阪府等の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限ります。

② 収入基準に合う方

- 申込家族全員（申込者本人と同居人）の収入を含めた月収額が158,000円以下の方。

※ 上記の月収額は実際の収入額ではありません。1年間の所得を規定の方法で計算したものです。

また、次ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が、158,000円を超え、259,000円以下の方でも申込みできます。

③ 現在住宅に困っておられる方

- 持家のある方は、原則として申込むことはできません。ただし、市営住宅入居時までに申込者及び市営住宅に入居しようとする者以外に所有権を移転されるなど、処分を予定されている場合は申し込めます。

④ 申込みの本人が河内長野市内に住んでいるか、勤務をしている方

⑤ 申込みの本人過去において

- 過去に市営住宅に入居していた方については、不正な使用（無断退去、家賃滞納など）をしたことがないこと。

⑥ 申込み本人又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

- 当選者には、申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員でないことを誓約していただきます。なお、暴力団員であるか否かを確認するため、河内長野警察へ照会します。

(注) 車いす常用者世帯向住宅に応募される方は次の基準も満たす必要があります。

⑦ 身体障がい者手帳又は、戦傷病者手帳を所持されている方で下肢又は、体幹の機能障がいの程度の高い車いす常用者がおられる世帯であること

## 裁量世帯について

次のア～ケに該当する世帯の方は、計算後の月収額が158,000円を超え、259,000円以下の方でも申込みできます。

対象世帯	世帯要件
ア. 身体障がい者世帯	申込本人又は同居者に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けた方がいる世帯
イ. 精神障がい者世帯	申込本人又は同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けた方、又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された方がいる世帯
ウ. 知的障がい者世帯	申込本人又は同居者に、子ども家庭センター又は知的障がい者サポートセンターの長により、知的障がいの程度がA又はB1と判定された方がいる世帯
エ. 60歳以上の世帯	申込本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である世帯
オ. 戦傷病者世帯	申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
カ. 原爆被爆者世帯	申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
キ. 引揚者世帯	申込本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ク. ハンセン病療養所入所者等	申込本人又は同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
ケ. 18歳以下の子どもがいる世帯	同居者に募集末日現在で、年度末年齢18歳以下の子どもがいる世帯

## 2DK住戸申込資格

下記（１）と（２）の両方の申込資格が必要です。

### ◎ 申込資格－（１）

次のA・Bいずれかに該当していることが必要です。

#### 【A：単身者の場合】

1人で生活できる方で、下記の①～⑩のいずれかに該当していること。

（申し込みできるのは単身者向住宅のみです）

① 年齢が60歳以上の方

② 身体障がい者

身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方

③ 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方または同程度の障がいを有すると認められる方

④ 知的障がい者

療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると知的障がい者サポートセンターの長により判定された方

⑤ 戦傷病者

戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から6項症までと第1款症の方

⑥ 原子爆弾被爆者

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項の規定により厚生大臣の認定を受けている方

⑦ 生活保護を受けている方

⑧ 海外からの引揚者

海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過しない方

⑨ ハンセン病療養所入所者等

平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

⑩ DV被害者

配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方

①配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）の一時保護又は同法第5条の規定に

- よる婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過しないもの
- ②配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(注：①については、大阪府女性相談センターが発行する証明書か、また、②については裁判所が命令した保護命令の写しが必要です。)

【B：高齢小世帯の場合】

2人の小世帯で申込者及び同居しようとする親族が、60歳以上の世帯であること。  
ただし、申込者の配偶者は60歳未満でも応募できます。

※募集期間末日に条件を満たしていることが必要です。

◎ 申込資格－(2)

次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 収入基準に合うこと。
- ② 現に住宅に困っていること。
- ③ 市内に住んでいるか、勤務していること。
- ④ 過去に市営住宅に入居していた方については、不正な使用をしたことがないこと。
- ⑤ 申込み本人又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※ 上記条件について、詳しくは「市営住宅への入居申込みのしおり」の申込資格をご参照下さい。